

令和7年度 茨城県屋外広告物講習会のご案内

この講習会は、茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第24条第1項の規定に基づき、屋外広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的に行うものです。

茨城県内で屋外広告業を営む方は、条例第25条第1項の規定により、その営業所ごとに、屋外広告物講習会の修了者等、一定の資格のある者を業務主任者として置くことが義務付けられております。

これから屋外広告業を始めようとしている方や、営業所に業務主任者を置いていない方は、この講習会を受講してください。

■ 講習会の開催について

1 開催日時

令和7年7月29日（火）午前9時30分から午後4時40分まで

2 開催場所

茨城県水戸市笠原町 978-26

茨城県市町村会館内 1階 講堂

3 講習項目及び時間割

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 屋外広告物関連法令に関する事項 | 9時30分～11時30分 |
| (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 | 12時30分～14時30分 |
| (3) 屋外広告物等の施工に関する事項 | 14時40分～16時40分 |

4 受講定員

80名（先着順）

5 受講手数料

3,500円（修了証書の電子交付を希望する場合は3,410円）

※電子交付を希望する場合は、講習会修了後に交付する「屋外広告物講習会修了証書」について、紙媒体の交付は行わず、茨城県の電子署名を付したPDFファイルを電子メールで送付いたします。この場合、修了証書の印刷にかかる費用分の手数料（90円）が減額されます。

修了証書が紙媒体で必要な場合は、電子交付は希望しないようにしてください。

6 使用するテキスト

- (1) 講習資料（当日、会場で配布いたします）
- (2) 「屋外広告の知識」全3巻（法令編、設計・施工編、デザイン編）(株)ぎょうせい発行
- ※受講当日に販売ブースを設けますので、お持ちでない方はご購入ください。
- （3巻セットで7,600円）

■ 受講申込手続きについて

1 申込期間

令和7年6月13日（金）から6月26日（木）まで

※窓口を持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送による場合は、令和7年6月26日（木）消印有効。

2 受講申込

下記のいずれかの方法で申込みしてください。

なお、申込後の受講者の変更はできませんのでご注意ください。

（１）紙媒体での申込

下記の申込先に必要物を郵送又は持参してください。

【申込先】

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政担当

【必要物】

- ・屋外広告物講習会受講申込書

※都市計画課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/h28okugaikoushu.html>

- ・申込者本人を確認できる写真（申請前6か月以内に撮影、横4cm×縦6cm）
- ・受講手数料 3,500 円（修了証書の電子交付を希望する場合は 3,410 円）
※茨城県収入証紙の貼付又は電子納付により納付。
- ・修了証書の電子交付の希望の有無の確認書
- ・講習項目の一部免除申告がある場合は、そのことを証する証書のコピー

（２）電子媒体での申込

「いばらき電子申請・届出サービス」により申込みしてください。

【申込先】

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=71814

【必要物】

- ・申込者本人を確認できる写真のデータ
（申請前6か月以内に撮影、拡張子が「.jpeg」「.jpg」「.png」）
- ・受講手数料 3,500 円（修了証書の電子交付を希望する場合は 3,410 円）
※電子納付により納付。
- ・講習項目の一部免除申告がある場合は、そのことを証する証書

3 受講手数料の納付

受講手数料として、3,500 円（修了証書の電子交付を希望する場合は 3,410 円）を、茨城県収入証紙の申込書への貼付又は電子納付（クレジットカードや Pay-easy（ペイジー））により納付していただきます。

※申込受付後、講習会を受講されなくなっても、受講手数料はお返しできません。

※電子媒体での受講申込をした場合は、収入証紙での納付は選択できず、電子納付となりますのでご注意ください。

※講習項目の一部が免除される場合も受講手数料は変わりません。

（１）茨城県収入証紙による納付

登録申請書に茨城県収入証紙 3,500 円（修了証書の電子交付を希望する場合は 3,410 円）分を貼付してください。

※茨城県収入証紙の購入場所

- ・茨城県庁生活協同組合県庁支店（郵送でも購入可能）
- ・茨城県内の県合同庁舎の茨城県庁生協売店（水戸、鉾田、土浦、筑西）

*その他の購入場所については、県会計管理課ホームページ（下記 URL）をご確認ください。

郵送による販売も対応しています。同じく下記 URL をご確認ください。

(URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>)

（２）電子納付

「いばらき電子申請・届出サービス」にて、クレジットカードや Pay-easy（ペイジー）を利用した電子納付をしていただきます。

電子媒体での受講申込の場合は、受講申込手続きの完了後、電子メールにより電子納付用の受付番号等をお知らせいたします。

紙媒体での受講申込の場合に電子納付を希望する際は、申込書の収入証紙貼付欄に「電子納付」と明記し、併せてメールアドレスを記入してください。後日、電子メールにより電子納付用の受付番号等をお知らせいたします。

4 受講票の送付

受講申込書の受付及び受講手数料の納付の確認後、受講票を郵送いたします。

受講当日の 1 週間前になっても受講票が到着しない場合は、茨城県土木部都市局都市計画課にお問い合わせください。

■ 講習項目の一部免除申告について

次に掲げる方は、「屋外広告物等の施工に関する事項」に係る講習が免除されますので、受講申込書にその旨を記載するとともに、申込時、そのことを証する証書を送付してください。

紙媒体での受講申込の場合は、郵送又は持参時にコピーを同封、電子媒体の場合は、「いばらき電子申請・届出サービス」の専用フォームにて送付してください。

- ・ 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- ・ 電気工事士法第3条に規定する電気工事士
- ・ 電気事業法第44条第1項に規定する第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている方
- ・ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる方
 - * 職業訓練指導員免許を所持する方（広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を所持する方を除く）
 - * 技能検定に合格した方（広告美術仕上げに係る技能検定に合格した方を除く）
 - * 帆布製品製造科に係る職業訓練を終了した方

■ 受講当日について

1 修了証書の交付

- ・ 講習項目すべてを受講した方に対し、講習会修了後に交付します。
- ・ 電子交付を希望した方については、茨城県の電子署名を付した PDF ファイルを電子メールで送付いたします。
- ・ 各講習項目について、30 分以上遅刻した場合又は講習の途中で退席した場合は、修了証書を交付できませんので、あらかじめご了承ください。

2 その他注意事項

- ・ 受講票を必ずお持ちください。
- ・ 昼食は、各自でご用意ください。
- ・ 会場には駐車場がありますが、駐車可能な台数に限りがあるため、原則として公共交通機関を利用して来場してください。